B—二部　区画、水密性及び風雨密性

第九規則　旅客船及びタンカー以外の貨物船における二重底

1　二重底は、実行可能な限り、かつ、船舶の設計及び固有の用途に適合する限り、衝突隔壁から船尾隔壁まで設ける。

2　二重底を設けることを要する場合には、内底は、船底をわん曲部まで保護するように、船側まで達していなければならない。このような保護は、内底がいかなる部分においてもキール線に平行であり、かつ、次の式で計算されるキール線から測つた垂直距離h以上の位置にある面よりも低くない場合には、十分なものとみなされる。

$$h = B/20$$

ただし、いかなる場合においても、hの値は、七百六十ミリメートル未満であつてはならず、二千ミリメートル以上である必要はない。

3　船倉の排水装置に連結して二重底に設ける小さいウェルは、必要以上に下方に及ぶものであつてはならない。ただし、船舶の軸路の後端においては、外底まで達するウェルを設けることができる。その他のウェル（例えば、主推進機関下の潤滑油についてのもの）については、主管庁は、この第九規則の規定に適合する二重底による保護と同程度の保護を与える措置がとられていると認める場合には、これを設けることを認めることができる。いかなる場合においても、当該ウェルの底からキール線に一致する面までの垂直距離は、五百ミリメートル未満であつてはならない。

4　二重底は、船底又は船側に損傷を受けても船舶の安全が損なわれないことを条件として、適当な大きさの水密タンク（空のタンクを含む。）に設けることを必要としない。

5　この章の第一規則5の規定が適用される旅客船であつて第三章第三規則22に定義する短国際航海の範囲内で定期業務に従事するものについては、主管庁は、二重底を設けることが船舶の設計及び固有の用途に適さないと認める場合には、その部分の二重底を省略することを許すことができる。

6　1、4及び5の規定に基づき二重底を設けていない旅客船又は貨物船のいかなる部分についても、船舶の当該部分において8に規定する船底の損傷に耐えることができるものでなければならない。

7　旅客船又は貨物船における通例と異なる船底の配置の場合には、このような船舶については、8に規定する船底の損傷に耐えることが示されなければならない。

8　6又は7の規定への適合は、siが、第七—二規則に従つて計算される場合に、船底のいかなる位置においても仮定され、かつ、次の.2に特定する範囲の船底の損傷の対象となるすべての航海の状況について、一以上であることが示されることによつて達成される。

.1　そのような区画への浸水が、船舶の他の部分における非常用の電力及び照明、船内通信、信号その他の非常用機器を運用不可能にするものであつてはならない。

.2　仮定する損傷の範囲は、次のものとする。

	船舶の船首垂線から〇・三L	船舶のその他の部分
縦通範囲	$\frac{1}{3}$L又は十四・五メートルのいずれか小さい方	$\frac{1}{3}$L又は十四・五メートルのいずれか小さい方
横置範囲	$\frac{B}{6}$又は十メートルのいずれか小さい方	$\frac{B}{6}$又は五メートルのいずれか小さい方
キール線から測つた垂直範囲	$\frac{B}{20}$又は二メートルのいずれか小さい方	$\frac{B}{20}$又は二メートルのいずれか小さい方

.3　2に規定する最大の損傷よりも小さい範囲の損傷が一層厳しい状況をもたらす場合には、そのような損傷を考慮する。

9　旅客船における大きな下層の船倉の場合には、主管庁は、キール線から測つた二重底の高さを$\frac{B}{10}$メートル又は三メートルのいずれか小さい方に引き上げることを要求することができる。これに代えて、船底の損傷は、これらの区域について、8の規定に従つて垂直範囲を引き上げて計算することができる。

第十規則　水密隔壁の構造

1　横置又は縦通の各水密隔壁は、第二規則17に定める寸法を有するように造る。すべての場合において、水密区画隔壁は、少なくとも隔壁甲板までの水高による圧力に対しては耐えることができるものでなければならない。

2　水密隔壁の階段部及び屈折部は、そのある箇所における水密隔壁と同一の強さのものでなければならない。

第十一規則　水密隔壁等の最初の試験

1　液体を入れることを目的としない水密区域及びバラストを入れることを目的とする貨物倉の水張り試験は、強制的なものではない。水張り試験が行われない場合には、実行可能な限り、射水試験を行う。これらの試験は、船舶の艤装工事の最も進捗した段階で行う。機関、電気設備の絶縁又は艤装品に対し損傷を与えるおそれから、射水試験を実施することができない場合には、溶接継手の注意深い目視検査に代えることができる。その際に必要に応じて、浸透試験、超音波漏えい試験又はこれらと同等の試験を行う。いかなる場合にも、水密隔壁についての完全な検査を行う。

2　船首倉、二重底（ダクト・キールを含む。）及び内側外板は、この章の第十規則1の要件に対応する水高による圧力で試験する。

3　液体を入れることを目的とするタンクであつて船舶の水密区画の一部を成すものは、その設計圧力に対応する水高による圧力で、水密性及び構造上の強さについて試験する。水高は、いかなる場合においても、空気管の頂部又はタンクの頂板の上方二・四メートルの水準のいずれか高い方を下回つてはならない。

4　2及び3にいう試験は、区画構造が水密であることを確保することを目的とするものであり、燃料油の貯蔵その他の特殊目的のための区画室であつてタンク又はその連結管における液体の達する高さに応じて一層高い程度の試験を行うことを要するものの適性についての試験とみなしてはならない。

第十二規則　船首尾隔壁、機関区域隔壁、軸路等

1　船舶には、隔壁甲板まで水密な障壁隔壁を備える。この隔壁は、船首の垂線からの距離が〇・〇五L又は十メートルのいずれか小さい方の距離以上で、主管庁が認める場合を除くほか、〇・〇八L又は〇・〇五Lと三メートルとの合計のいずれか大きい方の距離以下となるように備える。

2　船舶の喫水線の下方のいずれかの部分が、球状船首のように船首垂線の前方にある場合には、1に規定する距離は、次の点のうち船首垂線からの距離が最小となる点から測る。

.1　当該いずれかの部分が船首垂線の前方に張り出している距離の中央にある点

.2　船首垂線から前方に測つて〇・〇一五Lの距離にある点

.3　船首垂線から前方に測つて三メートルの距離にある点

3　隔壁は、1及び2に規定する制限の範囲内である場合には、階段部又は屈折部を有することができる。